

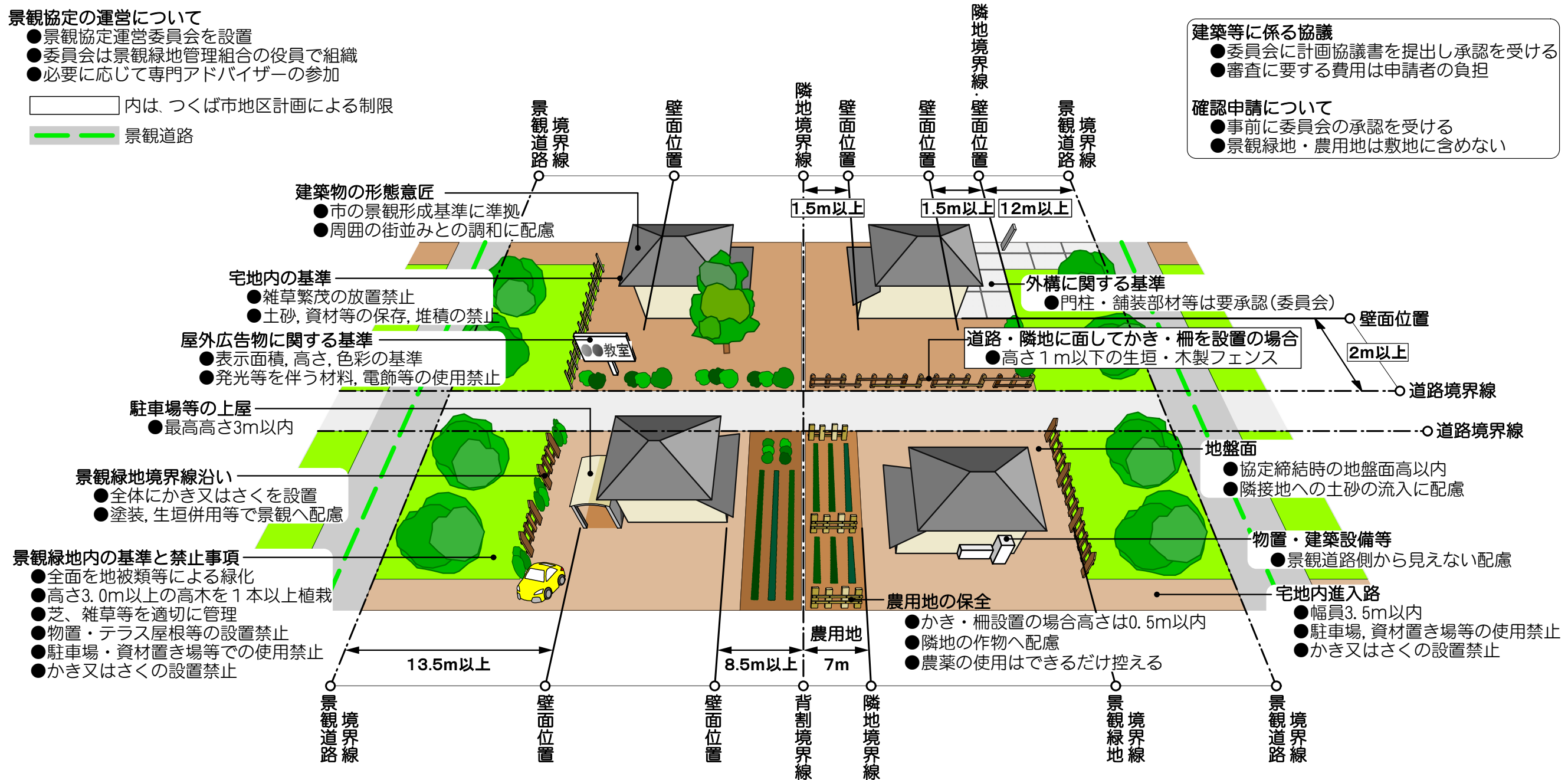
流星台 景観協定概要図

景観協定の運営について

- 景観協定運営委員会を設置
- 委員会は景観緑地管理組合の役員で組織
- 必要に応じて専門アドバイザーの参加

内は、つくば市地区計画による制限

景観道路



- 建築等に係る協議**
- 委員会に計画協議書を提出し承認を受ける
 - 審査に要する費用は申請者の負担
- 確認申請について**
- 事前に委員会の承認を受ける
 - 景観緑地・農用地は敷地に含めない

建築物の形態意匠

- 市の景観形成基準に準拠
- 周囲の街並みとの調和に配慮

宅地内の基準

- 雑草繁茂の放置禁止
- 土砂、資材等の保存、堆積の禁止

屋外広告物に関する基準

- 表示面積、高さ、色彩の基準
- 発光等を伴う材料、電飾等の使用禁止

駐車場等の上屋

- 最高高さ3m以内

景観緑地境界線沿い

- 全体にかき又はさくを設置
- 塗装、生垣併用等で景観へ配慮

景観緑地内の基準と禁止事項

- 全面を地被類等による緑化
- 高さ3.0m以上の高木を1本以上植栽
- 芝、雑草等を適切に管理
- 物置・テラス屋根等の設置禁止
- 駐車場・資材置き場等での使用禁止
- かき又はさくの設置禁止

外構に関する基準

- 門柱・舗装部材等は要承認(委員会)

道路・隣地に面してかき・柵を設置の場合

- 高さ1m以下の生垣・木製フェンス

地盤面

- 協定締結時の地盤面高以内
- 隣接地への土砂の流入に配慮

物置・建築設備等

- 景観道路側から見えない配慮

農用地の保全

- かき・柵設置の場合高さは0.5m以内
- 隣地の作物へ配慮
- 農薬の使用はできるだけ控える

宅地内進入路

- 幅員3.5m以内
- 駐車場、資材置き場等の使用禁止
- かき又はさくの設置禁止